

(第十部)

國 會 第百五十五回 參議院國土交通委員會會議錄第七號

平成十四年十二月三日(火曜日)

午前十時開會

卷之三

十二月三日

野上浩太郎君
魚住汎英君

出席者は左のとおり。

理事

國務大臣	國土交通大臣	扇 千景君
副大臣	國土交通副大臣	中馬 弘毅君
大臣政務官	國土交通副大臣	吉村剛太郎君
事務局側	國土交通大臣政務官	岩城 光英君
員 常任委員會専門	鶴保 康介君	杉谷 洪大君

部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井俊男君)　ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠として魚住汎英君が選任されました。

○委員長(藤井俊男君)　建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

す。

本案に対する質疑は前回終局いたしております。

本案の修正について大只問から発言を求めておりま

我が党としては、建て替えか修繕かという判断については、建て替えの必要性について公平に調査し、情報を提供する専門家による第三者機関を設置して、最終的には居住者、管理組合の判断に任せらるべきであると提案をしています。

しかし、今日の段階での当面の緊急措置として、次のように修正すべきであると考えます。

第一は、建て替えを行う場合、老朽、損傷、一部の滅失その他の理由により、建物の価額その他の事情に照らして、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったことは及び新たに建築する建物が主たる使用目的を同一とする建物であることと修正したことあります。今回の改正案が、過分の費用の要件を取り除き、多數決だけで建て替えを決議可能にすることは、区分の所有者間の紛争を逆に拡大し、また少數者の財産権を侵すものであるからです。

委員

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)
- 独立行政法人国際観光振興機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○大沢辰美君 私は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

その内容は、今お手元に配付されています案文

数者の財産権を侵すものであるからです。第二に、団地一括建て替え決議が有効となるためには、個々の棟ごとに五分の四以上の賛成を必要とすることにしています。

第三に、一括建て替えの決議要件の修正に伴い、建替組合の設立に関する決議要件を現行法どおりの要件である四分の三以上とする規定の整備を行っています。

- 独立行政法人水資源機構法案(内閣提出、衆議院送付)
- 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
- 日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案

その内容は、今お手元に配付されています案文のとおりでございますが、その趣旨について御説明を申し上げます。

本改正案については、二十八日の参考人質疑でも、また本委員会での質疑でも、建て替える客観的要件の撤廃についてはその内容や手続に対しても多くの批判的意見が出たのは御存じのとおりであ

第三に、一括算定するべき消費要件の修正に伴い、建替組合の設立に関する決議要件を現行法どおりの要件である四分の三以上とする規定の整備を行つています。

以上、日本共産党の修正案の提案理由及びその内容でござります。

委員各位の御賛同をよろしくお願ひし、修正案の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○(内閣提出、衆議院送付)
○東京地下鉄株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)
○独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○公用飛行場刀ごおする航モセ多種音ごよる章

的要件の撤廃についてはその内容や手続に対しても多くの批判的意見が出たのは御存じのとおりであります。

本法案には関係者が長年求めてきた切実な要求も盛り込まれていますけれども、重大な点は、一連の経過を見るならば明らかとなり、マンションの建て替えをもうけの対象とする不動産・建設

委員各位の御賛同をよろしくお願ひし、修正案の趣旨説明とさせていただきます。

○委員長(藤井俊男君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○富樫練三君 私は、日本共産党を代表して、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建

第十部 國土交通委員會會議錄第七號 平成十四年十二月三日 【參議院】

替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案に反対し、ただいま提案しました修正案に賛成する討論を行います。

原案に反対する第一の理由は、多数決の前提である客観要件の削除により、建て替えに賛成できない区分所有者の財産権を危うくするものだからです。

現行の区分所有法は、客観的に建て替えの合理性が明らかなときだけ財産権の制約を受ける制度になっています。法制審議会でも全国のマンション関係者も、今回の法改正に当たって求めていたものは客観的要件としての費用の過分性の内容の具体化と明確化であつたはずであります。ところが、政府は、この要望を踏みにじつて客観要件そのものを削除しました。客観要件を取り去るならば、多数決によって他人の財産権を侵害することになります。これは、財産権としての区分所有権を変質させるものであつて、到底認められものではありません。

原案反対の第二の理由は、政府は、規制緩和や都市再生という点から経済効率のみで建て替えを促進しようとして、その結果、五分の四の多数決のみとするとの総合規制改革会議の答申を重視し、法制審議会の結論が出る九か月前には総合規制改革会議で五分の四の多数決のみということを決めました。その後、その尊重を閣議決定しています。これでは結論先にありきであり、法制審議会を軽視も甚だしいと言わなければなりません。また、団地の一括建て替えは、法制審議会答申にはなかつたものを、法案提出の段階で急遽、政府の判断で入れたものであります。これでは法制審議会を設置した意味がないではありませんか。このように、二重に法制審議会を軽視する政府の姿勢は改めるべきであります。

一千万人に及ぶマンション居住者の財産権を守ることは政治の責任であります。本来、今回の法改正に求められたものは、公正な独立した第三者機関による公平な調査、情報提供及び費用比較など、客観性の充実であります。

政府提出の原案は、一部改正点があるとはいえない、区分所有者の財産権侵害や法制審議会軽視など、内容でも経過でも欠陥法案と言わなければなりません。
提出しました修正案は、区分所有者の財産権を守るために最小限のものであります。
以上、修正案に賛成、原案に反対する討論を終ります。

○委員長(藤井俊男君)

他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○委員長(藤井俊男君)

他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

それでは、大沢君提出の修正案は否決されました。

○委員長(藤井俊男君)

少数と認めます。よつて、大沢君提出の修正案は否決されました。

○委員長(藤井俊男君)

本案に賛成の方の挙手を願います。

議(案)

区分所有建物、特に、マンションについては、社会・経済情勢の変化、国民ニーズの多様化の中で、都市住民の居住形態として普及・定着してきている。その反面、近時、マンションをめぐって諸問題が発生しており、建設・管理・建替え等に係る諸施策について、都市・住宅政策等の幅広い観点から、その一層の整備拡充が図られるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すとともに、マンションをめぐる諸情勢の変化に対応して、その制度の在り方の見直しを始め広範多岐にわたる視点から検討を加えるべきである。

まず、大沢君提出の修正案について採決に入ります。

○委員長(藤井俊男君)

本法の一部を改正する法律案について見直しを行なうとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等について見直しを行うなど、本法の効果的な運用が図られるようになります。

○委員長(藤井俊男君)

本法の一部を改正する法律案について見直しを行なうとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等について見直しを行なうなど、本法の効果的な運用が図られるようになります。

○委員長(藤井俊男君)

本法の一部を改正する法律案について見直しを行なうとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等による既存マンションの再生手法の普及を図るなど、マンションの長寿命化が図られるよう積極的な取組を行うこと。

○委員長(藤井俊男君)

本法の一部を改正する法律案について見直しを行なうとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等による既存マンションの再生手法の普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。

図り、円滑なマンションの建替え、從前居住者の居住の安定に寄与するよう工夫をすることがあります。
提出しました修正案は、区分所有者の財産権を守るために最小限のものであります。
以上、修正案に賛成、原案に反対する討論を終ります。

○委員長(藤井俊男君)

以上でございました。

○委員長(藤井俊男君)

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君)

以上でございました。

○委員長(藤井俊男君)

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君)

以上でございました。

の下に『に』に改め』を』を加え』に改める。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、肢体障害者が地域で一市民として生活するための交通権の総合的保障の確立に関する請願(第二五九号)

第二五九号 平成十四年十一月十九日受理

肢体障害者が地域で一市民として生活するための交通権の総合的保障の確立に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川八ノ二〇ノ五ノ

三〇九 深澤恭代 外百四十五名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。